

国民健康保険に対する国庫負担の増額を求める意見書

国保財政に占める国庫負担金の割合は、1984年に総医療費の45%から保険給付費の50%に変更された。

これにより、国庫負担金の割合は総医療費の38.5%へと引き下げられることとなり、自治体と国保加入者の負担が増大する要因となった。

また、現在、この割合はさらに引き下げられ、高額な国民健康保険料が加入者の生活をより一層厳しくしている。

「国民健康保険法」第4条は、国の責務として、「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない」と規定している。

よって、政府においては、これらの趣旨に鑑み、全国的に苦しい財政運営を余儀なくされている国民健康保険に対する国庫負担を増額するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年（2014年）11月6日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）自民党・市民会議、民主党・市民連合、日本共産党、

市民ネットワーク北海道及び改革所属議員全員並びに

みんなの党木村彰男議員